

祖父母への育児休業の拡充について

受付日：令和6年7月16日

回答日：令和6年7月18日

【ご意見の内容】

祖父母にも育児休業が欲しい。父親の育休が取得できない企業もあり、どうしても実母に頼りがちに。実母も仕事しながら、娘、嫁、孫のお世話になります。職場、家、子供の家庭と忙しくへとへとです。産前産後、せめて1ヵ月は欲しい。

【回答】

育児休業とは、原則1歳未満のこどもを養育するための休業で、育児・介護休業法という法律に定められています。法律に基づき育児休業を取得することができ、お勤め先の就業規則に育児休業に関する規定がなくても会社側は休業の申し出を拒めません。（厚生労働省育児休業制度特設サイトより）

まずは、父母がお勤め先へ育児休業の申し出を行う必要があると考えます。祖父母の育児休暇については、お勤め先の企業の休暇制度として対応することとなります。

町が各企業の休暇（独自休暇）について、制度化をお願いすることは難しいと考えます。従業員から多くの声が上がれば、企業として新たな休暇の制度化も可能かと思われます。

町といたしましては、いただきましたご意見を踏まえ、育児休業について周知に努めるとともに、保育所（延長保育・休日保育・病後児保育等）、子育て支援センター等の子育て支援制度の充実を図ってまいります。